

三重県薬剤師奨学金返還支援事業における対象病院登録要領

(趣旨)

第1条 三重県薬剤師奨学金返還支援事業における対象病院の登録については、三重県薬剤師奨学金返還支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、実施要領において使用する用語の例による。

(対象病院の登録要件)

第3条 対象病院は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県が別途指定する地域に所在する病院であること。
- (2) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (3) 助成対象者に人材育成プログラムに基づく研修を実施すること。

(人材育成プログラム)

第4条 人材育成プログラムとは、県が策定したプログラム又は別添の内容を含むものとして県が認めたものをいう。

(対象病院の登録等)

第5条 対象病院の登録を受けようとする病院の開設者は、登録申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、提出された書類を審査し、その結果を文書で通知するものとする。
- 3 対象病院は、登録後、登録事項を変更しようとするとき又は登録を辞退しようとするときは、あらかじめ、変更（辞退）届書（様式第2号）を知事に届け出なければならない。
- 4 対象病院に登録された場合は、辞退の申出がない限り、登録は継続される。

(対象病院の遵守事項)

第6条 対象病院は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 助成対象者の求めに応じ、必要な証明書等を発行すること。
- (2) この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。
- (3) 知事の求めに応じて、県の実施する調査等に協力すること。
- (4) 助成候補者を採用する場合は、三重県薬剤師奨学金返還支援事業の適用の有無について説明し、同意を得ること。

(対象病院の登録の取消)

第7条 知事は、対象病院が次の各号のいずれかに該当するときは、対象病院の登録の取消し等の措置を行うことができる。

- (1) 虚偽の申請又はその他不正行為による登録が明らかになったとき。
- (2) 第3条に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 労働関係法令に違反する等、対象病院としてふさわしくないと県が認めたとき。

附 則

この要領は、令和6年11月18日から施行する。

三重県薬剤師奨学金返還支援事業人材育成プログラム作成指針

1 研修方針

薬剤師が医療人としての倫理観と責任感を涵養し、薬の専門家として多職種と連携しながら、患者や生活者の薬学的管理を適切に行えるよう、地域医療に必要となる広範な薬物療法において一定水準以上の実践力を身に着けることを目指す。

2 研修方法

対象病院において研修計画を作成した上で、座学研修（講義形式又は演習形式）及び実地研修により実施する。

3 研修期間

研修期間は3年とする。

- ・ 1年次研修 : 臨床薬剤師に必要とされる基本的な調剤業務、医薬品の供給と管理業務等に関する知識並びに技能を習得する。
- ・ 2～3年次研修 : 1年次に習得した知識をもとに、より実践的な技能を習得する。

4 研修項目

研修項目は以下のとおりとする。なお、自施設で実施していない項目等については、連携病院等での実施や座学でも可能とする。

また、任意研修については、対象病院が自施設の特性に応じて実施の可否を判断する。

<必修項目>

| 研修項目 | 実施期間 | 研修形式 | 内容 |
|-------------|-------|--------|------------------------------------|
| 調剤業務 | 2か月程度 | 実地 | 計数調剤、散剤、粉碎、一包化、軟膏調製、液剤、注射薬等、一通りの調剤 |
| 医薬品の供給と管理業務 | 2か月程度 | 実地 | 医薬品の発注、納品時の検品、温度・期限管理を含む適正な在庫管理等 |
| 医薬品情報管理業務 | 1か月程度 | 実地 | 医薬品に関する各種情報の収集・評価、整理・加工、提供等 |
| 病棟業務 | 2か月程度 | 実地 | 薬物治療に関する問題点の抽出、服薬計画の立案、入院患者への服薬指導等 |
| 医療安全 | 全研修期間 | 実地又は座学 | インシデントの防止・報告・対応、薬に関する医療事故事例、災害時対応等 |

| | | | |
|--------|----------|--------|--------------------------|
| 感染制御 | 全研修期間 | 実地又は座学 | 感染制御における薬剤師の役割、症例検討等 |
| 地域連携 | 研修期間を通じて | 実地又は座学 | 病院と薬局の連携、医師・看護師等との多職種連携等 |
| 無菌調製 | 2週間程度 | 実地又は座学 | 適切な無菌的混合調製に対する理解、実践等 |
| がん化学療法 | 2週間程度 | 実地又は座学 | 抗がん剤のレジメン監査、副作用評価等 |

<任意研修項目>

| 研修項目 | 実施期間 | 研修形式 | 内容 |
|----------------------|-------|--------|----------------------------|
| 在宅訪問 (在宅医療・介護) | 1か月程度 | 実地又は座学 | 自宅や施設で生活する患者に対する服薬指導や薬剤管理等 |
| TDM | 1か月程度 | 実地又は座学 | 血中濃度測定、解析等 |
| ICU、小児、産婦人科、精神科の薬物治療 | 1か月程度 | 実地又は座学 | 薬物治療の提案等 |

5 研修の実施認定

実施期間において、各研修項目は勤務する週の半数以上の日数で実施すること。ただし、座学で実施する場合は、1時間以上実施すること。

また、各研修項目に対する到達度の評価を行うこと。

6 留意事項

- ・人材育成プログラムには、研修スケジュールも併せて作成すること。
- ・実地研修の初期は、いずれの項目も、指導を行う薬剤師の目の届くところで行うこととし、一定のレベルに達すれば研修者一人で行うとともに、研修実施責任者が面談をする機会を設け、研修の進捗状況について定期的な確認を行うことが望ましい。
- ・研修項目を満たすプログラムであれば、プログラムの途中で研修方法等を変更することは差支えない（事前に県への報告は必要）。